

# 地域計画の実現に向けた基盤整備事業 令和8年度版(未定稿)

農政部農地整備課

## 地域計画を実現したいけど??



ほ場の大区画化やスマート農業を導入して効率的な産地にしたい!



野菜を導入したいけど、  
水はけ悪い水田しか…

基盤から整備して  
解決しましょう!!



## 55 農業農村整備事業〈公共〉

令和8年度予算概算決定額 336,502百万円（前年度 333,139百万円）  
〔令和7年度補正予算額 216,490百万円〕

### <対策のポイント>

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の農業生産基盤の整備・保全を推進します。

### <事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進します。

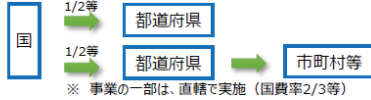
#### 2. 農業水利施設の戦略的な保全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により管理作業の省力化を推進します。また、土地改良区等による適切な施設管理を推進します。

#### 3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進します。また、農業集落排水施設、農道等の強靱化を推進します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

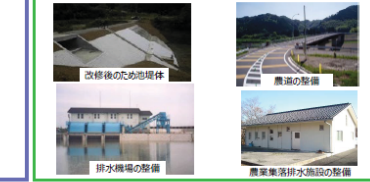
#### 1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



#### 2. 農業水利施設の戦略的な保全管理



#### 3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課 (03-3502-8695)

## 基盤整備事業でできること！

### <課題等>

### <解決策>

### <事業(国事業名)>

☀ 効率的な農業の実現！



- ・区画整理・拡大
- ・スマート農業導入
- ・担い手へ集積・集約

☀ 水稲から  
高収益作物へ転換！



- ・水田の畑地化
- ・排水対策、除礫
- ・客土、土壌改良資材の投入

☀ 畑地（樹園地）の  
収益性向上！



- ・畑地かんがい施設の整備・更新
- ・排水対策、除礫
- ・客土、土壌改良材の投入

☀ 中山間地域の  
地域農業の確立！



- ・中山間地域で複数の対策を実施
- 農業生産基盤＋農村振興環境
- 特色ある地域農業の活性化

☀ 小回りの利いた  
ほ場整備



- ・小規模なエリアで条件改善を実施

I. 農業競争力強化農地整備事業

II. 農地中間管理機構関連  
農地整備事業

III. 畑地帯総合整備事業

IV. 中山間地域農業農村  
総合整備事業

V. 農地耕作条件改善事業

VI. 畑作等促進整備事業

VII. 大区画化等加速化支援事業

NEW

理想の産地形成に！

## I. 『農業競争力強化 農地整備事業』

- ・農地の区画整理・大区画化
- ・担い手への農地集積・集約促進
- ・高収益化・スマート農業を見据えた整備
- ・用排水路、農道、暗渠排水、客土  
土壌改良などメニューも豊富

### 事業要件(主なもの)

- ・受益面積 **20 ha**以上(中山間地域等は10ha以上※)  
※事業完了までに地域計画がブラッシュアップされる場合は5ha
- ・担い手への農地集積 **80 %**以上(水田、畑作物の場合)  
(園芸作物等の場合は50%以上)  
(担い手とは地域計画に位置付けられた経営体等)
- ・**地域計画を策定した区域**であること
- ・事業主体: 県



### 《区画整理》



(事業前)小規模・不整形



(事業後)大区画・整形済

### 《高収益作物の導入》



水田の畑地化・高収益化

### 《スマート農業の導入》

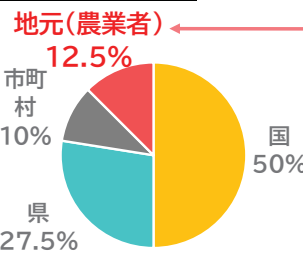


自動給水栓による  
用水管理の省力化



自動草刈り機導入に向けた  
畦畔の緩傾斜化整備

### 事業費の負担割合



この負担…減らせるかも！

『中心経営体農地集積促進事業』

『農業構造転換特別対策事業※』  
(※集中対策期間R7~11のみ)

・整備後の農地集積・集約化や大区画化の達成度合いに応じて追加交付

◎例えば…  
整備後の農地集積率: 85 %以上  
集約化率: 80 %以上

なら、事業費の**12.5 %**追加交付  
(※但し、負担金の償還に充当)

※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR7.12.17)」を転載

要件は厳しいが、メリット大！

## II. 『農地中間管理機構関連 農地整備事業』

- ・事業内容は「農業競争力強化」とほぼ同じ
- ・情報通信環境整備が拡充 **NEW**  
(スマート農業に必要な基地局等の整備)
- ・要件がクリアできるなら、地元負担のない  
こちらがオススメ！

### 事業要件(主なもの)

- ・対象農地のすべてに**農地中間管理権(15年以上)**を設定
- ・受益面積 **10 ha**以上(中山間地等は5ha以上)
- ・事業完了後、農地の**8割**を担い手へ集団化  
(担い手とは地域計画に位置付けられた経営体等)
- ・事業完了後、目標年度までに  
生産コスト **20 %**以上削減 or 販売額 **20 %**以上向上
- ・**地域計画を策定した区域**であること
- ・事業主体: 県、(市町村も可能)



機構が借り受けているまとまりのある農地を対象に、区画整理等を実施  
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)



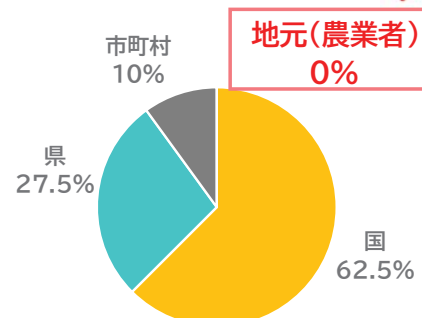
施工前



施工後

※集団化…同一の経営体の経営等農用地であって、まとまりを有する農地  
※まとまりを有する農地…一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地  
(例)2つ以上の農地が畦畔や道路、水路等で接続しているもの

### 事業費の負担割合



※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR7.12.17)」を転載

くだもの王国信州の理想をカタチ作る！

### Ⅲ. 『畑地帯総合整備事業』

- ・畑かんや区画整理、農道などの総合的整備！
- ・暗渠排水、客土、土壌改良などメニューも豊富
- ・水田における高収益作物の導入・転換のための事業型もあり

#### 事業要件(主なもの)

・地域計画を策定した区域であること  
(担い手とは地域計画に位置付けられた経営体等)



畑地帯の総合的な整備 (事業主体:県)

#### 【担い手育成対策】

・受益面積 :20 ha以上(中山間地10ha以上、樹園地5ha以上 等)

#### 【担い手支援対策】

・受益面積 :30 ha以上(樹園地10ha以上 等)

水田から畑作物等への転換 (事業主体:県、市町村、土地改良区 等)

#### 【高収益作物転換型】

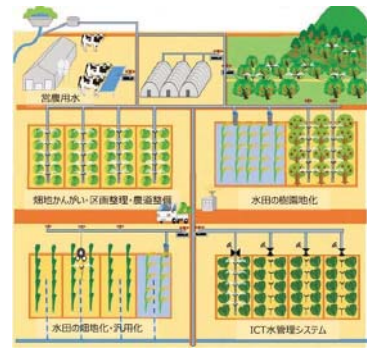
・受益面積 :水田団地 5 ha以上

・高収益作物作付面積割合が 5 割以上かつ作付面積 10 %以上UP

#### 【畑作物等転換型】

・受益面積 :水田団地 5 ha以上

・地区の全面積を畑作物等へ転換すること



事業費の負担割合	担い手育成・支援型	高収益・畑作物転換型
国	50	50
県	27.5	29
市町村	10	11
地元(農業者)	12.5	10

この負担…減らせるかも！



『中心経営体農地集積促進事業』

『産地形成支援事業』

『農業構造転換特別対策事業』

(※集中対策期間R7~11のみ)

NEW

※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR7.12.17)」を転載

中山間地域の農業・農村をプロデュース！

### Ⅳ. 『中山間地域 農業農村総合整備事業』

- ・条件不利な中山間の農業生産基盤や農村振興環境の整備
- ・区画整理や用排水路、農道などの総合的整備
- ・【生産基盤】暗渠排水、客土、土壌改良、獣害防止など
- ・【農村振興】生産・販売・交流施設などメニューも豊富



#### 事業要件(主なもの)

- ・過疎、山振、特農、棚田の指定地域またはそれらの地域を含む市町村
- ・林野率 50 %以上かつ主傾斜 1/100 以上の農地面積が 50 %以上
- ・受益面積 10 ha以上

(生産・販売施設等と一体で整備する場合は5ha以上)

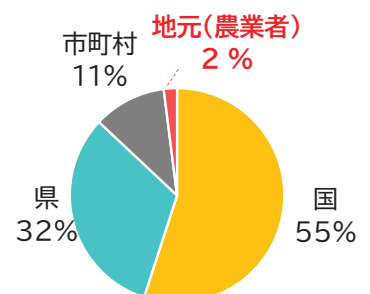


・地域の特色を活かし、所得確保を図る地域

・農業の維持・発展を図るための生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域

・事業主体:県、(市町村も可能)

#### 事業費の負担割合





※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体負担割合の指針(ガイドラインR7.12.17)」を転載

かゆいところに手が届く！

## V. 『農地耕作条件改善事業』

- ・ハード、ソフトともに充実の事業内容で地域の様々な課題に対応！
- ・農地集積、高収益作物転換に特化したメニューも（ただし、採択は国・県の予算等の状況に応じて）

### 事業要件(主なもの)

- ・農地中間管理機構との連携を図り、農地集積や高収益作物転換、スマート農業等が進む地区
- ・**実施区域:地域計画の策定地域等**
- ・事業費 **200** 万円以上 
- ・受益農業者 **2** 者以上 
- ・事業主体:市町村、土地改良区、法人等

### 事業の活用イメージ



### 事業費の負担割合等

※定率・定額で事業内容・負担割合が異なります

	ハード支援	ソフト支援
定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な工事費の <b>50%</b> 相当額を国が助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度上限300万円等、<b>全額国費</b></li> <li>高収益作物導入でさらに助成額UPする場合も</li> </ul>
定率	<ul style="list-style-type: none"> <li>国 <b>50%</b>, 県14%, 市町村21%, 地元15%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国 <b>50%</b></li> <li>県、市町村の負担割合は事業内容によって異なります</li> </ul>

要件を満たせば推進費・促進費も交付！

『機構集積推進費』、『高収益作物導入促進費』 



※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR7.12.17)」を転載

畑作物・園芸作物のきめ細かな支援！

## VI. 『畑作等促進整備事業』

- ・ハード、ソフトともに充実の事業内容で畑作物・園芸作物地域のきめ細かな支援！
- ・随時申請可能で、計画書も他事業より簡易！（ただし、採択は国・県の予算等の状況に応じて）

### 事業要件(主なもの)

- ・実施区域:農振農用地
- ・事業費 **200** 万円以上 
- ・受益農業者 **2** 者以上 
- ・事業実施後、地区全体の農地で水稻以外を作付け
- ・事業主体:市町村、土地改良区、法人等

### 事業の活用イメージ



### 事業費の負担割合等

※定率・定額で事業内容・負担割合が異なります

	ハード支援	ソフト支援
定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な工事費の <b>50%</b> 相当額を国が助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度上限300万円等、<b>全額国費</b></li> <li>水田からの転換で助成額UP</li> </ul>
定率	<ul style="list-style-type: none"> <li>国 <b>50%</b>, 県14%, 市町村21%, 地元15%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国 <b>50%</b></li> <li>県、市町村の負担割合は事業内容によって異なります</li> </ul>

要件を満たせば支援も！

『産地形成支援事業』 

※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR7.12.17)」を転載

## 【事業のポイント】

- 狭小区画、用排水路の老朽化
- 高齢化、遊休農地の増加
- 農地を集積・集約化するための区画拡大を実施
- 企業と地域の担い手が共同で出資し、**新たに農業生産法人を設立**
- 町内に工場がある（カゴメ（株））と連携し、農業・観光・工業が一体となった「**野菜のテーマパーク**」構想を実現

## 【取組地域の概要】

- 長野県 富士見町（特定農山村）



富士見町

- 町の主要作物  
・トマト、ブロッコリー等

## 企業からのアプローチを事業化

～水田の区画拡大と汎用化による高収益作物（トマト）の導入～



平均25a区画



平均70a、最大1.8ha区画

基盤整備  
11.5ha  
(H28年～R元年)

### 【整備前】

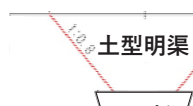
- ・狭小な区画で、用排水路が老朽化
- ・高齢化、担い手不足により、遊休農地が増加

### 【整備後】

- ・水田の区画を平均70aに拡大
- ・用排水路及び農道の整備、汎用化のための暗渠排水を実施
- ・生産コストの低減が見込まれ、高収益作物の導入が可能

### 【課題への対応】

額縁明渠工



- ・【課題】汎用田（水平）のため、効率的な雨水排水が困難
- ・【対応】畦畔の内側に設置してある既存暗渠排水工の天部を土型明渠工（額縁明渠）として掘削し、雨水を素早く排除

5

# 企業と連携したほ場整備 ～農業・観光・工業～

## 施設栽培によるトマトの高収量生産

生産基盤

- 強い農業づくり交付金で整備した周年型の大型ハウス(1.1ha)では、**年間約600tのトマトの生産**が可能



周年型の大型ハウス

## 農地の7割を生産法人に集積

担い手

- 地区内の農地の7割を新たな農業生産法人へ集積。**高収益作物の栽培面積は、整備前の約2倍に増加**



ブロッコリーなどの栽培

## 併設した観光施設による交流の増加

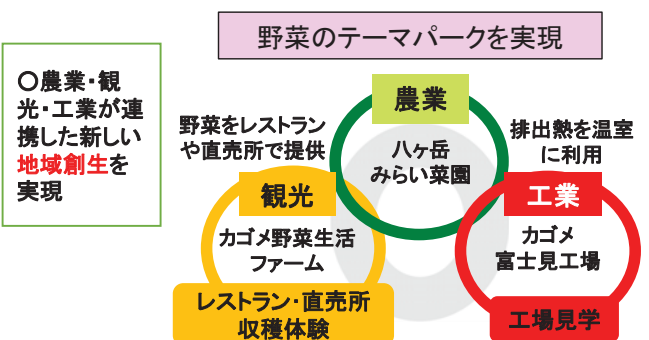
交流

- 地区に隣接して、新設されたレストラン・直売所は、**年3万人を超える来場者**があり、都市住民との交流が促進

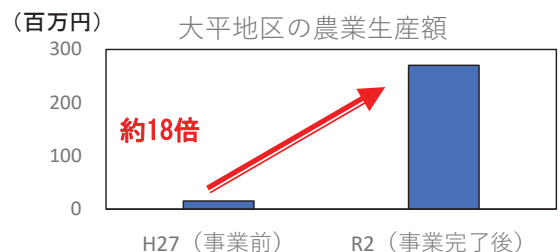


収穫体験もできる観光施設  
カゴメ野菜生活ファーム

## 農業・観光・工業の連携による地域の活性化



## 農業生産額が大幅に増加



※作付計画と県資料から推定

6

## 【事業のポイント】

- ほぼ水稲と遊休荒地
- ほ場の区画拡大による生産コストを低減
- 高収益作物（レタス）への転換によって収益性を向上
- 全ての農地に農地中間管理権を設定し、担い手に農地を集積・集団化

## 【取組地域の概要】

○長野県 朝日村



朝日村

○市の主要作物  
・レタス等

## 水田の汎用化ではなく、畑地化



基盤整備  
20.6ha

(R元～R7年)



### 【整備前】

- ・狭小な区画の水田
- ・排水不良による作物の生育不良
- ・荒廃農地が増加

くりあげ場工区 整備前  
水田 11.3ha 畑 0.1ha

### 【整備後】

- ・区画拡大と畑地面の勾配修正により、段差を解消
- ・暗渠排水による排水性の向上
- ・全ての農地に中間管理権を設定

くりあげ場工区 整備後  
水田 5.1ha 畑 5.9ha

写真手前の畑は1区画約3ha

## 排水不良対策

生産基盤

- 表面排水対策
  - ①傾斜畑
  - ②暗渠工の設置
- 地下浸透排水対策
  - ③浸透層の設置
  - ④緑肥の播種
- その他排水対策
  - ⑤簡易現場透水試験の実施
  - ⑥カットブレーカーによる土層の破砕



## 高収益作物の導入による競争力の強化



○レタス、キャベツ、白菜を栽培

## 全ての農地を法人に集積

○全ての農地に中間管理権を設定

整備前

整備後

地区内の43%が村基本構想達成者で米作

地区内100%の農地を2法人による野菜栽培

## 作物生産額の向上

○販売向上率 281%予定

整備前

整備後

作物生産額

作物生産額

16,366千円/11.3ha  
(1,448千円/ha)

45,917千円/18.5ha  
(2,482千円/ha)

## 【事業のポイント】

- 営農条件の悪い傾斜樹園地
  - 高齢化、荒廃農地の増加
- ▽
- ほ場の傾斜や段差を除去
  - 農道や畑地かんがい施設の整備
  - 全ての農地に農地中間管理権を設定し、担い手に農地を集積・集団化

## 高生産性果樹団地への転換

～樹園地継承のモデルに～

2～3a区画



狭小区画で栽培される普通樹と石垣段差

### 【整備前】

- ・傾斜地の果樹団地
- ・狭小な区画と石垣で防除機の安全な走行が困難
- ・樹木の老木化が進行
- ・荒廃農地が増加

基盤整備  
23.2ha

(R元～R5年)

20～30a区画



### 【整備後】

- ・区画拡大と畑地面の勾配修正により、段差を解消
- ・畑地かんがい施設で用水を安定供給
- ・全ての農地に中間管理権を設定
- ・生産効率の良い栽培方式を導入

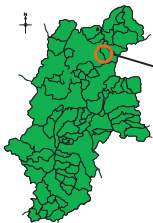
### 【リッパドーザによる基盤土掘削】



- ・排水性の確保と、降雨による耕作土の流出を防ぐため基盤面をほぐしてから表土戻しを実施

## 【取組地域の概要】

○長野県 長野市



長野市

○市の主要作物  
・りんご、ぶどう、もも

# 高生産性果樹団地への転換

## 生産基盤の整備による生産性の向上

生産基盤

- 区画拡大と勾配修正により防除機や管理機の安全な走行が可能（勾配:5%～10%）
- 畑地かんがい施設、農道の整備により、高品質な果樹を栽培

【整備イメージ】



## 高収益・省力化技術の導入による競争力の強化

- りんごの高密植栽培の導入により、**営農の省力化と収量が増加**
- 労働時間当たりの**農業所得が約2倍**



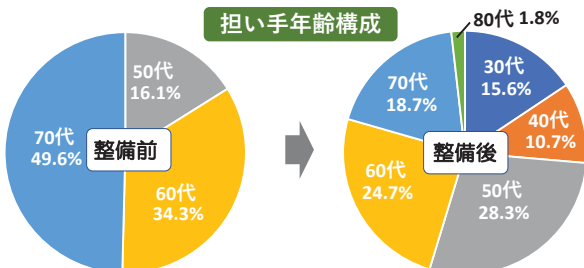
高所作業車による営農状況

## 全ての農地を担い手に集積

担い手

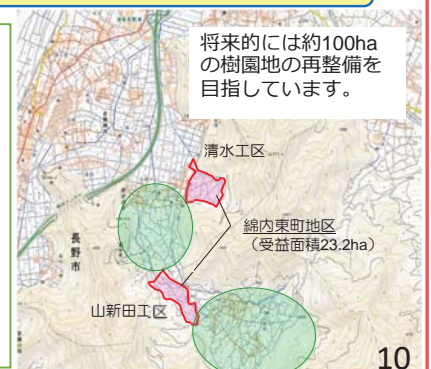
- 全ての農地に中間管理権を設定
- 担い手への農地集積率 18%→92%
- 耕作者の5割以上を30歳代から50歳代が占めるなど、若い世代の担い手確保に成功

担い手年齢構成



## 樹園地の段階的な再整備

- 果樹の伐採を伴う区画整理は、一時的な減収が避けられないため、**一度に大規模な整備は困難**
- 生産者は、事業区域外の農地を借り**収益を確保しながらほ場整備を実施**
- 産地を複数のブロックに分け、**10～20年に分けて段階的な整備が必要**



綿内東町地区の事例紹介は、**YouTube**で公開しています！

◆長野地域振興局農地整備課チャンネル（フルver）

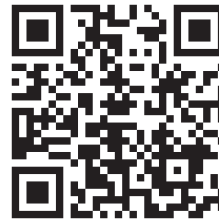
<https://www.youtube.com/watch?v=UpI55OkE8jU>

◆農水省チャンネル（ショートver）

<https://www.youtube.com/watch?v=NMbXydZ7HfI>



QRコードからも視聴できます！



フルver



ショートver

# 大区画化等加速化支援事業について

～法人等の農業者が自ら施工する簡易整備を定額で支援～

## 1. 事業の概要（簡易整備が可能な既存事業との比較）

事業名	大区画化等加速化支援事業	参考（既存事業）	
		農地耕作条件改善事業	畑作等促進整備事業
事業内容	<b>区画拡大に向けた基盤整備を支援</b>	農地中間管理機構による農地の集積・集約化に向けた基盤整備を支援	畑作物、園芸作物の生産拡大に向けた基盤整備を支援
主な事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の区画拡大をすること</li> <li>農振農用地のうち地域計画の策定区域</li> </ul> （受益者・事業費要件なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者：2者以上</li> <li>事業費：200万円以上</li> <li>農振農用地のうち地域計画の策定区域</li> <li>機構との連携概要の作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者：2者以上</li> <li>事業費：200万円以上</li> <li>農振農用地</li> <li>畑作物、園芸作物の作付 等</li> </ul>
補助率	定額*	定率 又は 定額*	定率 又は 定額*
事業主体	農業者等 （認定農業者、農業法人等）	県、市町村、農業者団体、農業法人等	県、市町村、農業者団体、農業法人等

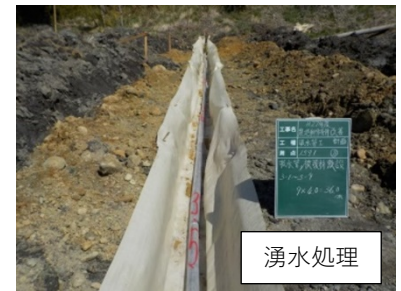
※実際の交付額は、実績資料により算出される所要額と、定額助成単価に数量を乗じて算出される交付可能額とを比較して、安価な方を上限として交付する。

## 2. 整備メニュー（例）

### （1）水田の整備



### （2）畑地の整備



### 3. 定額上限（助成単価）

助成単価の一例

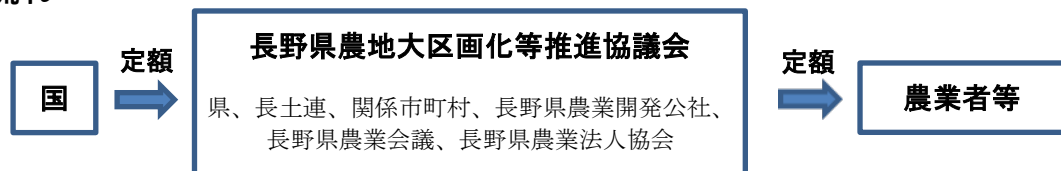
事業種類	事業内容	助成単価 ※1	備考		
ハード	農地の区画拡大 （水路変更なし）	畦畔で隣接するほ場 高低差 10 cm超、表土扱いあり	27.5 万円/10 a 【20 万円/10 a】	事業後に担い手に集約化・大区画化する場合は、助成単価を引き上げ	
		緩傾斜化	11 万円/10 a 【7.5 万円/10 a】		
		畦畔除去のみ	4 万円/100m 【4 万円/100m】		
		湧水処理	表土扱いあり	24 万円/100m 【17 万円/100m】	集約化 1.2 倍 大区画化 1.32 倍
		客土	耕土深 15 cm以下の農用地を対象、 層厚 10 cm以上の客土	27.5 万円/10 a 【19 万円/10 a】	
ソフト	調査・調整活動等	権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等の経費	300 万円/地区・年度		

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合は【 】の単価

### 4. 留意事項

- 本事業は、農業構造転換集中対策期間中（R7～R11）に限った時限措置
- 本事業により先行して区画拡大を行った農地の区画形状を踏襲した形で、後発のほ場整備事業の計画を策定することが可能
- 国庫補助事業であるため、一定の書類整理が必要

### 5. 事業の流れ



#### お問合せ先

事業へのご質問、ご要望等がありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

#### 【長野県農地大区画化等推進協議会事務局】

長野県（農政部農地整備課農地・水保全係）：026-235-7241

長野県土地改良事業団体連合会：026-237-7045

（参考）長野県各地域振興局 農地整備課

佐久	0267-63-3150	上田	0268-25-7130	諏訪	0266-57-2914	上伊那	0265-76-6816
南信州	0265-53-0417	木曾	0264-25-2222	松本	0263-40-1919	北アルプス	0261-23-6513
長野	026-234-9517	北信	0269-23-0212				

長野県における基盤整備事業の紹介

（長野県公式ホームページ）

